

●香川県告示第386号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年12月26日から平成29年1月9日まで松山漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

坂出市大屋富町3103番地 谷沢 健二

坂出市大屋富町1760番地 高橋 辰男

坂出市大屋富町2541番地2 高橋 壮明

2 加入区の名称

松山加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

松山漁業協同組合